

法務省では、
法教育の普及・推進に
力を入れています！

生きるチカラ！

法教育



「法教育」を身近に感じていただけるよう、公募により法教育マスコットキャラクターに選定された「ホウリス君」です。

法教育とは…

法律専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。

法務省では、学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育の実践方法など、法教育の推進の在り方について多角的な視点から検討を行うとともに、法教育の普及・推進に取り組んでいます。

× 法律の条文や法制の内容について記憶させる、知識型教育

○ 法の背景にある価値、法やルールの役割・意義を考える思考型教育

法教育が目指すもの

法教育では

- ① 社会の中でお互いを尊重しながら生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることへの理解を深める
 - ② 他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのつとった適正な解決を図ったりする力を養う
- を通じて、自由で公正な社会を支える人材の育成を目指しています。

法教育の主な内容

- 法やルールの意義・役割、より良いルールの作り方
- 契約自由の原則など私法の基本的な考え方
- 個人の尊重、自由、平等などといった法の基礎となっている基本的な価値
- 司法の役割や裁判の特質



法教育に関する
お問合せ先

法務省大臣官房司法法制部司法法制課司法制度第二係
TEL : 03-3580-4111 (内線 2362)
Email : houkyouiku@i.moj.go.jp

法務省ホームページ
法教育ページ

<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>



法務省

法教育教材の作成・配布

法教育の具体的な内容及びその実践方法をより分かりやすくするため、法教育に関する教員向けの冊子教材及び視聴覚教材を作成し、各学校に配布しています。学校における授業のほか、教員研修、教員養成課程など、様々な場面での法教育の取組にご活用ください。

法教育教材は法務省ホームページでも公開しており、どなたでもご利用いただくことができます。

法教育教材のポイント

- ① 法学と教育現場・教育学の双方から内容を監修
- ② 指導案ごとに学習指導要領上の位置付けや指導計画案を記載
- ③ 加工可能なデータを格納したDVDを、各冊子教材の巻末に添付

冊子教材の特色

- 児童・生徒用のワークシートや資料付き
- 児童・生徒にとって身近で取り組みやすいテーマ

視聴覚教材の特色

- 冊子教材の内容を映像化
- 「ホウリス君」が丁寧に解説
- 場面ごとにチャプター設定

⇒ 法律の専門家ではない先生方にも活用しやすい内容



小学生・中学生向け



小学生向け
冊子教材(H25作成)



中学生向け
冊子教材(H26作成)

題材一覧

<小学生向け>

- (1) 友だち同士のけんかとその解決
- (2) 約束をすること、守ること
- (3) もめごとの解決
 - 国民の司法参加・ルールづくり
- (4) 情報化社会における表現の自由と知る権利
 - 情報の受け手・送り手として

<中学生向け>

- (1) ルールづくり
 - (ごみ収集に関するルールを作ろう)
 - (マンションのルールを作ろう)
- (2) 私法と消費者保護
 - (契約とは何だろう)
- (3) 憲法の意義
- (4) 司法

ワークシート



指導計画案

第1特 約束をすること、守ること 特別活動		
概要についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方です。		
本日の目標	●約束についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方です。 〔学年別〕〔2 内容〕〔内活連携〕〔2〕環境や生き物の命及び健康 安全は、毎日での暮らしを通して、個人の命を自己保全して、個人として既存の規範を尊重する態度をもつて、他人の命や命に接する際には、既存の規範を尊重する態度をもつて、他人の命や命に接する際には、既存の規範を尊重する態度を大切にして、これとの相 承性を大きく含む、等の意識を大切にしていく。	〔行動指標〕 ◎既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方でいる。 ◎既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方でいる。 ◎既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方でいる。 〔アピール語〕 ●既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方でいる。 ●既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方でいる。 ●既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方でいる。
本日の活動	●物語を通して約束をすること、約束を守ることについて考え方を学ぶ。 ●既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方を学ぶ。 ●既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方を学ぶ。 ●既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方を学ぶ。 ●既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方を学ぶ。 ●既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方を学ぶ。	●既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方を学ぶ。 ●既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方を学ぶ。 ●既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方を学ぶ。 ●既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方を学ぶ。 ●既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方を学ぶ。 ●既存の規範についての読み込み、約束をすること、約束を守ることについて考え方を学ぶ。
準備の項目	●約束をするときのルールを決める。 ●約束をするときのルールを決める。 ●約束をするときのルールを決める。 ●約束をするときのルールを決める。 ●約束をするときのルールを決める。	●約束をするときのルールを決める。 ●約束をするときのルールを決める。 ●約束をするときのルールを決める。 ●約束をするときのルールを決める。 ●約束をするときのルールを決める。

小学生向け冊子教材

http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00036.html



中学生向け冊子教材

http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00037.html



小学生・中学生向け

題材一覧

<小学生向け>

- (1) けんかの解決方法を考えよう！
- (2) 約束って何だろう？
- (3) 本当のことって何だろう？
(国民の司法参加・ルールづくり)
- (4) きめきめ王国
 - (情報化社会における表現の自由と知る権利)
- (5) 書き込む前に考えよう！
(情報化社会における表現の自由と知る権利)

<中学生向け>

- (1) ルールづくり
 - (ごみ収集に関するルールを作ろう)
- (2) 私法と消費者保護
- (3) 私たちのくらしと憲法
- (4) 司法

(例) 約束って何だろう?
(視聴覚教材イメージ)



小学生・中学生向け視聴覚教材

(YouTube法務省チャンネル)

<http://www.youtube.com/MOJchannel>



小・中学生向け
視聴覚教材
(H30作成)

高校生向け

新必修科目
「公共」にも対応！



高校生向け
冊子教材(H30作成)

題材一覧

- (1) ルールづくり
(合意形成を図ろう)
(新たなルールを考えよう)
(海水浴場の利用ルールを作ろう)
(大学入試のアファーマティブ・アクションについて考えよう)
- (2) 私法と契約
(契約とは何か)
- (3) 紛争解決・司法
(民事裁判・けがの責任をめぐって)
(模擬調停・臭いをめぐる争い)
(刑事模擬裁判
～被告人は「犯人」なのか～)

ワークシート

指導計画案

公益財団法人 消費者教育支援センター 主催 消費者教育教材資料表彰2019 優秀賞

この教材は、「消費者教育教材資料表彰 2019」の優秀賞を受賞しました。



モデル授業例の公開

「法教育教材の活用方法をより詳しく知りたい」、「児童・生徒のリアクションや学習効果が気になる」といった方の参考となるよう法教育教材の学校現場における具体的な活用事例を、モデル授業例としてまとめ、法務省ホームページで公開する取組を行っています。

<主な内容>

- 実施校、実施学年、実施教科等
- 単元の目標、学習指導要領上の位置付け
- 本時の目標、展開、指導上の留意点
- 成果と課題（生徒の声など）

教員の指導力向上に向けた取組の実施

法教育の実践方法を習得していただくため、法教育教材の活用方法等、学校現場での法教育の実施に焦点を当てた「教員向け法教育セミナー」の開催や、教育委員会等の教員向け研修への講師派遣などの取組を行っています。

無料

法務省職員による出前授業の実施

学校や地域の集まりに、法務省職員（法務局、検察庁、刑務所、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の職員）や保護司を派遣して法教育出前授業を実施しています。

出前授業の実施内容については、各機関により異なりますので、具体的なご依頼に当たっては、個別にお問い合わせください。

※お問合せ先はこちらからご確認ください。
<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/houkoku02.html>

<出前授業の主なテーマ・内容>

(法務局)

- ・契約（約束）
(買い物や物の貸し借りなど)
- ・相続手続の流れ

(刑務所、少年院、少年鑑別所)

- ・非行、犯罪の防止

(検察庁)

- ・裁判員制度
- ・模擬裁判体験
- ・刑事手続の流れ

(保護観察所)

- ・非行、犯罪の防止
- ・更生保護制度

法教育教材の送付をご希望の方、教員研修への講師派遣をご希望の方、法務省の法教育の取組についてお知りになりたい方は、表紙に記載したお問合せ先までご連絡ください。



ルールについての法教育題材例

以下の題材例の解説等は、法務省ホームページに掲載の高校生向け法教育教材「未来を切り拓く法教育」をご覧ください。
http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00038.html



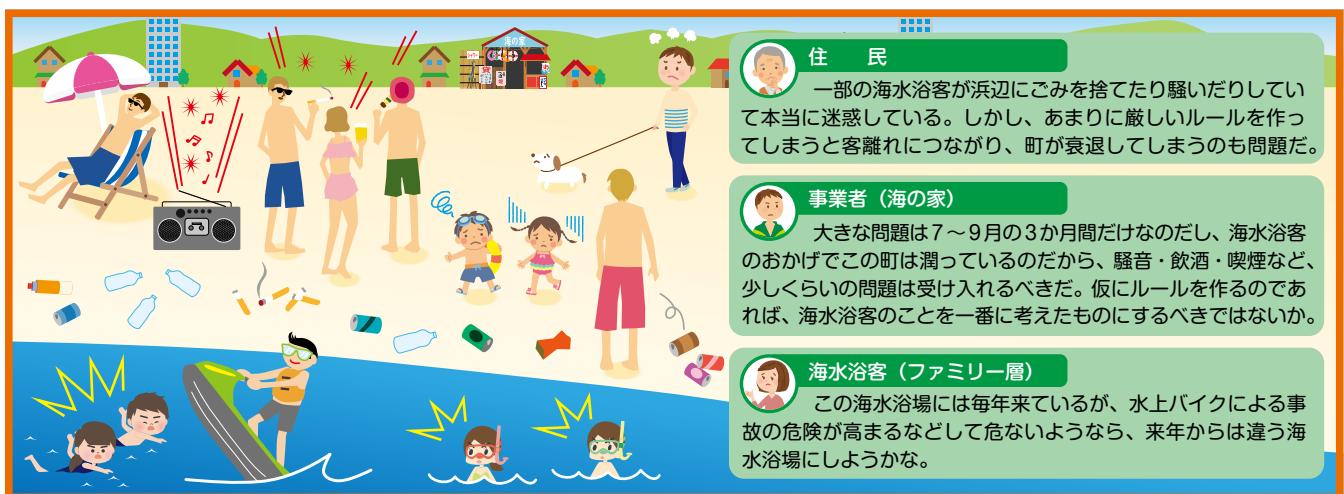
ルールのない村 (教材 P20)



「ルールのない村」の問題点
は何だろう?
この村にルールを作ると
したら、どんな内容にすれば
いいかな?



海水浴場のルールづくり (教材 P26)



ホウリス町には、人気観光地の海水浴場があるんだけど、観光客の増加に伴い様々な問題が起きているよ。町としては、観光産業を発展させたいけど、一方で住民などから苦情が来ているから、利害関係人の話を聞きながら、海水浴場の利用に関するルールを制定して、問題の解決を図りたいんだ。

みんなで話し合って、問題解決のためのルールを作ってみよう!



事務連絡
令和3年5月20日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

法教育に関する教員研修等について

文部科学省では、法務省等と連携して法教育の推進を図るための取組を行っています。

この度、法務省大臣官房司法法制部司法法制課及び法務省刑事局総務課から、法教育に関する教員研修及び出前教室等の周知について、別紙の通り依頼がありましたので、お知らせします。

については、都道府県教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校及び各学校を設置する域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社事務主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務担当課におかれては、管下の附属学校に対し、本件につき周知方よろしくお願いします。その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配付する等、貴課において必要に応じて御判断いただいてかまわない旨申しあげます。

なお、本研修及び出前教室等の実施に係る問い合わせについては、別添に掲載されている各都道府県の検察庁にお問い合わせ下さいますようお願いします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課
企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL : 03-5253-4111 (内線 2565)

FAX : 03-6734-3734

法務省刑総第458号
令和3年5月20日

文部科学省初等中等教育局
教育課程課長 滝 波 泰 殿

法務省大臣官房司法法制部司法法制課長 丸山嘉代
(公印省略)

法務省刑事局総務課長 佐藤剛
(公印省略)

法教育に関する教員研修等への協力について（依頼）

日頃から、法務行政に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

法務省・検察庁においては、平成18年度以降、貴省の御尽力をいただきつつ、最高裁判所、日本弁護士連合会等と連携し、全国で裁判員制度を含む法教育に関する教員研修を実施してまいりました。

法務省・検察庁としましては、令和2年度から順次実施されている新学習指導要領において、様々な教科等で法教育の充実が図られていることなどを踏まえ、本年度も引き続き、最高裁判所、日本弁護士連合会等と連携して、法教育に関する教員研修を実施したいと考えております。

つきましては、各地の検察庁（別添参照）から、各都道府県の教育委員会指導事務主管課、私立学校主管課及び国立大学法人附属学校担当課に対し、小学校、中学校及び高等学校の教員に対する本研修への協力をお願いするとともに、より多くの教員の方に参加していただけるよう、可能な限り、職務としての研修（いわゆる「職務研修」）としていただきたい旨の要請を行うことを予定しておりますので、貴省におかれましては、各都道府県の教育委員会指導事務主管課、私立学校主管課及び国立大学法人附属学校担当課に対し、本件について周知いただきたく、お願ひいたします。

また、法務省・検察庁では、各学校等からの要請に応じて職員を講師として派遣するなどして、児童、生徒等に対し、法教育の趣旨を取り入れ、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義、刑事裁判のルール、裁判員制度等について説明する出前教室等を実施しているほか、各教育委員会等の主催による教員向けの研修に対しても、職員を講師等として派遣するなどしておりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

なお、法務省においては、小学生、中学生及び高校生向けの法教育において活用

いただけけるよう各種教材を作成しているところ、これらの教材を利用した授業の実践報告などを内容とする「教員向け法教育セミナー」を本年8月頃、福岡県内において開催することを予定しておりますので、同セミナーに係る周知については別途依頼させていただきます。

おって、上記研修等の実施に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を鑑みた上で、実施時期及び実施方法等について適時適切に判断し、また、実施の際は、感染防止対策を十分に講じた上で行うこととしますので、申し添えます。

全国検察庁一覧

府名	所在地	電話番号
最高検察庁	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
東京高等検察庁	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
大阪高等検察庁	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2100
名古屋高等検察庁	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1581
広島高等検察庁	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2451
福岡高等検察庁	福岡市中央区六本松4-2-3	092-734-9000
仙台高等検察庁	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6153
札幌高等検察庁	札幌市中央区大通西12	011-261-9311
高松高等検察庁	高松市丸の内1-1	087-821-5631
東京地方検察庁	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
横浜地方検察庁	横浜市中区日本大通9	045-211-7600
さいたま地方検察庁	さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-863-2221
千葉地方検察庁	千葉市中央区中央4-11-1	043-221-2071
水戸地方検察庁	水戸市北見町1-1	029-221-2196
宇都宮地方検察庁	宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2525
前橋地方検察庁	前橋市大手町3-2-1	027-235-7800
静岡地方検察庁	静岡市葵区追手町9-45	054-252-5135
甲府地方検察庁	甲府市中央1-11-8	055-235-7231
長野地方検察庁	長野市大字長野旭町1108	026-232-8191
新潟地方検察庁	新潟市中央区西大畠町5191	025-222-1521
大阪地方検察庁	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2200
京都地方検察庁	京都市上京区新町通下長者町下る両御靈町82	075-441-9131
神戸地方検察庁	神戸市中央区橘通1-4-1	078-367-6100
奈良地方検察庁	奈良市登大路町1-1	0742-27-6821
大津地方検察庁	大津市京町3-1-1	077-527-5120
和歌山地方検察庁	和歌山市二番丁3	073-422-4161
名古屋地方検察庁	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1481
津地方検察庁	津市中央3-12	059-228-4121
岐阜地方検察庁	岐阜市美江寺町2-8	058-262-5111
福井地方検察庁	福井市春山1-1-54	0776-28-8721
金沢地方検察庁	金沢市大手町6-15	076-221-3161
富山地方検察庁	富山市西田地方町2-9-16	076-421-4106
広島地方検察庁	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2453
山口地方検察庁	山口市駅通り1-1-2	083-922-1440
岡山地方検察庁	岡山市北区南方1-8-1	086-224-5651
鳥取地方検察庁	鳥取市西町3-201	0857-22-4171
松江地方検察庁	松江市母衣町50	0852-32-6700
福岡地方検察庁	福岡市中央区六本松4-2-3	092-734-9090
佐賀地方検察庁	佐賀市中の小路5-25	0952-22-4185
長崎地方検察庁	長崎市万才町9-33	095-822-4267
大分地方検察庁	大分市荷揚町7-5	097-534-4100
熊本地方検察庁	熊本市中央区京町1-12-11	096-323-9030
鹿児島地方検察庁	鹿児島市山下町13-10	099-226-0611
宮崎地方検察庁	宮崎市別府町1-1	0985-29-2131
那霸地方検察庁	那霸市樋川1-15-15	098-835-9200
仙台地方検察庁	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6151
福島地方検察庁	福島市狐塚17	024-534-5131
山形地方検察庁	山形市大手町1-32	023-622-5196
盛岡地方検察庁	盛岡市内丸8-20	019-622-6195
秋田地方検察庁	秋田市山王7-1-2	018-862-5581
青森地方検察庁	青森市長島1-3-25	017-722-5211
札幌地方検察庁	札幌市中央区大通西12	011-261-9313
函館地方検察庁	函館市上新川町1-13	0138-41-1231
旭川地方検察庁	旭川市花咲町4	0166-51-6231
釧路地方検察庁	釧路市柏木町5-7	0154-41-6151
高松地方検察庁	高松市丸の内1-1	087-822-5155
徳島地方検察庁	徳島市徳島町2-17	088-652-5191
高知地方検察庁	高知市丸ノ内1-4-1	088-872-9191
松山地方検察庁	松山市一番町4-4-1	089-935-6111

18歳を迎える君へ

2022年(令和4年)4月某日

契約について
学ぼう



「法教育」とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育をいいます。

英会話教室

どうします？
入会しますか？

今日入会すれば
リスのぬいぐるみが
もらえますよ♪

ノリコ (17歳)

ツカサ (18歳)

僕も
海外旅行とかに
興味あるんだ。
一緒に行って
いいかな？

私、いつか留学したいから
英会話を習うことになったの。
明日、体験レッスンに
行くのよ！

私は、入会する！
入会金も
払っちゃおう！

ちょっと家から
遠いけど…
ノリコさんが
入会するなら
僕も！

2週間後

ノリコさん
今日は初レッスン
だね！

私、やっぱり
別の英会話教室に
行くことにしたの！

支払った入会金も
返してもらったわ。

えー !!

あれっ…?
でも
ノリコさんは
どうして入会金を
返してもらえたんだろう？

それはノリコさんが
17歳だからだよ！

それは残念ね。
でも入会金は
返せないよ！

やっぱり
やめます。
入会金を
返して
ください。

契約書を
よく見てね！

入会金 20,000円
月謝 10,000円
※退会した場合ごも
入会金はお返し
しません。

ボクはホウリス君!!
これから
詳しく説明するよ!!

ぬいぐるみが
しゃべったー!!

…ホントだ !!
書いてあるー !!

詳しくは次ページへ

1 18歳と17歳で何が違うの?

法律が改正され、「成年」となる年齢が18歳に変わりました。

成年になると未成年者取消しはできなくなります。



民法の改正

2018年(平成30年)6月に、成年年齢を18歳に引き下げるなどをする法律*が成立しました。

2022年(令和4年)4月1日以降は、18歳で「成年」と扱われます。※「民法の一部を改正する法律」

民法第4条
年齢20歳をもって、成年とする。

民法第4条
年齢18歳をもって、成年とする。

同じ高校生でも
18歳の僕は「成年」で、
17歳のノリコさんは
「未成年」なのか!!

改前
改後

契約における違い

未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます(未成年者取消し)。

成年になると、未成年者取消しは適用されず、契約から生じる責任を果たさなくてはなりません。

民法第5条第1項

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

民法第5条第2項

前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

私は親に相談しなかったから、
英会話教室への入会を親に
取り消されちゃった!!だから、
入会金が返ってきたの。

※契約を結ぶことなどを
「法律行為」といいます。
おこづかいや仕送りの範囲
なら一人でも契約できます。



18歳は「未成年者取消し」の対象にならないのか…。
消費者トラブルに巻き込まれたりしないかな…。



確かに注意は必要だけど、
いいこともたくさんあるよ!
社会には人生を豊かにする契約が
たくさんあって、成年になれば、
それを自分の判断で決めることが
できるんだ!

身近な契約の例



欲しいものを買う
=買賣契約



部屋を借りる
=賃貸借契約



就職をする
=雇用契約

成年になると、今までよりももっと自由に、そして主体的に社会に参加できるようになります。その手段のひとつが「契約」です。

自信をもって社会で活躍できるよう「契約」について一緒に勉強していきましょう!!

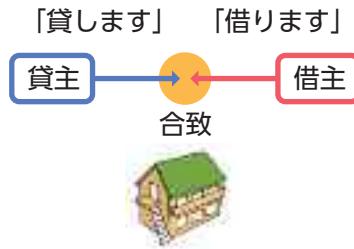
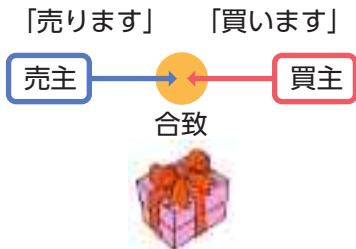
2 契約の基本について学ぼう

私たちは、毎日の生活の中で、色々な契約を結びます。
契約自由の原則についてしっかり頭に入れましょう。



契約とは

契約は、**当事者双方の意思表示**（考え方を表すこと）が**合致すること**によって成立するものです。



契約自由の原則

契約は**当事者の自由な意思に基づいて結ぶ**ことができます。当事者間で結ばれた契約に対しては、国家は干渉せず、その内容を尊重しなければなりません。これを**契約自由の原則**といいます。

「契約を結ぶかどうか」、結ぶとしても「誰と結ぶか」、「どのような契約内容にするか」について、当事者は自由に決めることができます。

サッカー選手の年俸はそれぞれ違うけど、あれは選手ごとにチームとの契約の内容が違うってこと？



そのとおり!! 選手とチームが交渉して、契約を結ぶか、また結ぶとしてどんな内容にするかを決めるんだ。



私も美容室を選ぶときは、料金やサービスを見比べて選ぶけど、それも契約自由の原則と関係あるの？

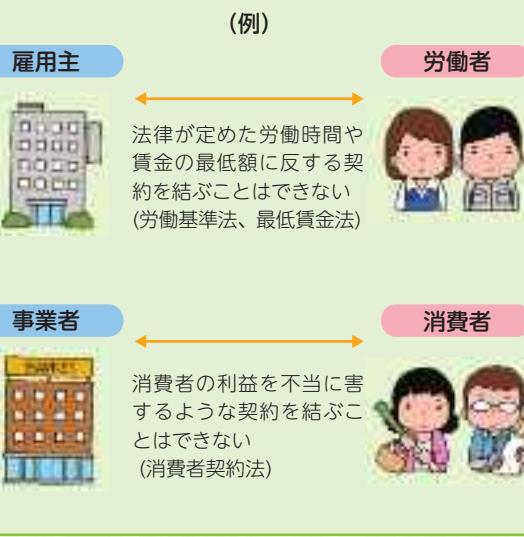


そうだよ。この原則があるから、いろいろな選択肢の中から、自分の目的や条件に合ったものを選んで契約することができるんだ。

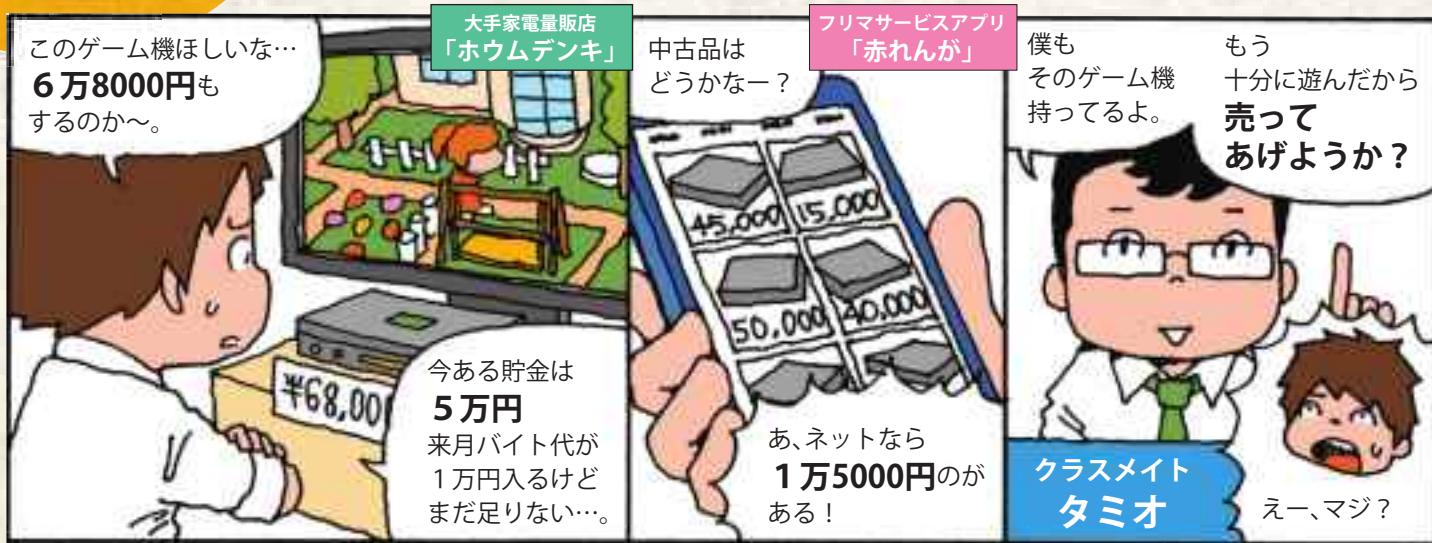
契約自由の原則の例外

契約を結ぶ当事者の中には、「雇用主と労働者」、「事業者と消費者」など、必ずしも対等な関係とはいえないものがあります。このような関係において「契約自由の原則」を貫くと、力のある者に有利な契約ばかりが成立することになります。

そのため、労働者や消費者といった立場の弱い者を保護する観点から、一定の関係においては、法律によって**契約自由の原則の例外**が設けられています。



3 自分の目的や条件に合ったものを選ぼう!!



		大手家電量販店 「ホウムデンキ」	フリマサービスアプリ 「赤れんが」	クラスマイト 「タミオ」
商品に関する情報	販売価格	6万8000円(税込) 価格の10%ポイント還元	1万5000円(税込) 送料1500円	3万5000円
	新品か 中古品か	新品	中古品 (1年間使用との説明あり)	中古品 (半年間使用との説明あり)
	コントローラーの個数	1個	1個	2個
	現物を確認できるか	確認可	確認不可 写真あり	確認可
	支払方法	現金払い、クレジットカード払い、電子マネー各種対応	クレジットカード払い コンビニ払い	現金払い

選択肢はこの3つあなたならどれを選ぶかな?

あなたの目的や条件を整理しよう!!

1 すぐに必要か?
必要 そうでもない

2 価格はいくらまで?
_____円まで

3 新品か、中古品か?
新品 中古品

4 現物を確認したいか?
絶対したい しなくてもよい

5 支払方法は?

6 その他のこだわり

●だから、私は _____ を選ぶ

●決め手は _____



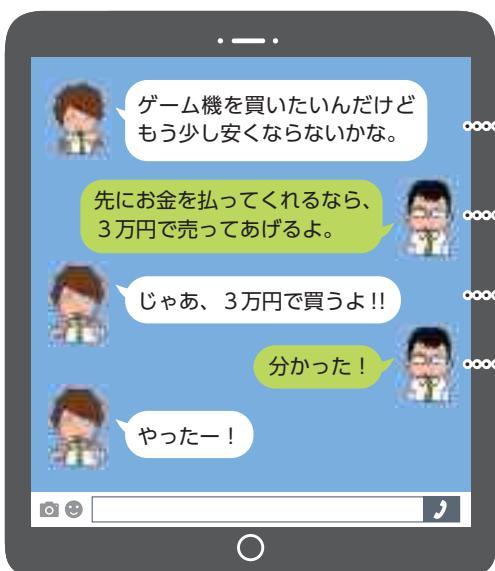
4 契約はいつ成立するんだろう？

お互いの意思表示が合致すると契約は成立します。

原則として、口頭の約束でもよいとされています。



ツカサさんとタミオさんの間では、いつ「意思表示の合致」があったといえるかな？



僕とタミオさんの意思表示が合致したのは値下げについて合意した②の時点じゃないかな。

②の時点では、ツカサさんは「3万円でタミオさんのゲーム機を買う」とは言っていないよ。契約が成立したのは、ツカサさんが3万円でタミオさんのゲーム機を買うと言った③の時点じゃないかしら？



③の時点が、正解！！

①は契約を結ぶ前の交渉だね。
②でタミオさんがツカサさんに契約の申込みをし、
③でツカサさんがこれを承諾したことで、
二人の意思表示が合致したんだね！！



契約が成立したらどうなるの？

契約が成立すると、契約をした当事者には、それぞれ権利と義務が発生します。



- ・代金の支払いを求める権利
 - ・ゲーム機を引き渡す義務
-
-
- 僕はタミオさんに対して、「ゲーム機の引渡しを求める権利」を手に入れるとともに、「代金を支払う義務」を負うのか！！
-
- ## column
- 口頭でも契約が成立するのに、どうして契約書を作るの？？
- 車や不動産の購入や継続的に通う英会話教室等の契約では、多くの場合、契約書を作成します。
- 契約書を作成するのは、契約内容を明確にし、合意した内容を確認できるようにするためです。
- ひとたび契約書を作ると、その契約書は、そこに書いてあるとおりの契約をしたことと示す大きな証拠になります。
- 後で契約をめぐってトラブルになるのを避けるためにも、契約書に書かれている内容を確認し、契約書の記載内容に納得できるかよく考えることが大事です。
- また、契約書は必ず保管しておきましょう。
-
- 5

5 契約の拘束力について学ぼう

契約した当事者は、契約した内容を守らなければなりません。

このように一度、契約が成立すると、
拘束力が生じます。



ツカサさんはタミオさんにコントローラーをもう1個持ってくるよう求めることはできるでしょうか？



コントローラーは、2個の約束だよね。

そうだけど、見当たらぬんだよ…1個でも遊ぶことはできるから、問題ないでしょ？



タミオさん！
それは違うよ!!



契約の拘束力

一度契約が成立すると、合意した内容をお互いに守る義務が発生します。契約した内容と違うことをしたり、一方的な都合で契約を解消することはできません。これらを認めてしまうと、皆が安心して契約を結ぶことができなくなるからです。これを「**契約の拘束力**」といいます。

もし相手が契約どおりのことをしない場合、相手に契約した内容を実現するよう求めることができます。

check

クーリング・オフ制度

キャッチセールスや電話での勧誘など、消費者トラブルが発生しやすい取引については、一定の期間内であれば理由を問わず、契約をやめることができます。

詳しくは、『社会への扉』5~6ページ(消費者庁発行)を見てみよう！



消費者庁HP



やっぱりタミオさんは
コントローラーを
もう1個持つてこない
といけないんだね!!

タミオさんは、契約
の内容を守らないと
いけないんだよ。



column

引き渡された物に問題があったとき、何かできることはある??

(例)

① 売買契約で引き渡された物が契約で決めた内容と違うとき

→ 買主は売主に、**その物の修理や補充、新しい物との交換**を求めることができます。

② 売主が①の修理や補充、交換の請求に応じないとき

→ 買主は売主に、**代金の減額**を求めることができます。

③ 引き渡された物が完全に壊れていて修理ができないときなど

→ 買主は**契約を解除**して、売主に代金の返金を求めることができます。

その他に、買主に損害が生じていたときは、その損害を金銭で賠償してもらえる場合があります。

※ 売主が物を引き渡さないときは、③と同様に買主は契約を解除して売主に代金の返金を求めるることができます。



① ゲーム機を
修理してください

(又は、代わりのゲーム
機をください)

② 代金を
減額してください

③ 契約を
解除します



6

トラブルが起きたら どうすればよいの？

自分でトラブルを解決できないときは、第三者の助けを借りることができます。

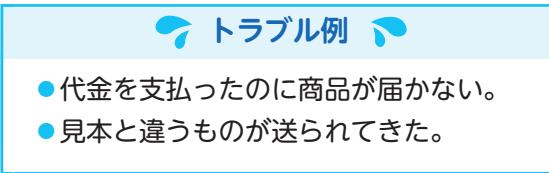
自分の権利を実現する方法を知っておきましょう。



契約の相方が自ら義務を果たさない場合、 どのような手段で解決すればよいでしょう？



相手が請求に応じないときは、どうしたらしいのかなあ。



話し合いで解決できないこともありそう。なんだか契約を結ぶのが不安だな。



裁判による紛争解決 (民事トラブルの場合)



裁判所が、当事者双方の主張を聞き、提出された書類や証人を調べた上で、当事者の権利が認められるかを法に照らして判断し、**判決**によって紛争を解決します。

判決に至る前に、裁判所が間に入って当事者の話し合いによる解決を促し、当事者が互いに譲り合って解決内容を合意する**和解**もあります。

裁判以外の中立・ 公正な第三者による紛争解決(ADR)

*Alternative Dispute Resolution

当事者と利害関係のない公正中立な第三者が間に入り、当事者同士に話し合いを促し、利害を調整して、トラブルを解決する方法(**調停**)などがあります。

調停には民間事業者が行う調停のほか、裁判所が行う調停もあります。



適正な手続で、正しく法を適用することによって、具体的な紛争を解決することを**司法**というよ！



ひとりで悩まないで！
ここに連絡すれば**専門家**が
相談に乗ってくれるよ！

法律の専門家に直接アクセスするなら

■ 全国の弁護士会・弁護士会連合会



日本弁護士
連合会HP

■ 司法書士総合相談センター



日本司法書士会
連合会HP

法的トラブルで悩んだときは

■ 法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし

0570-078374



法テラスHP

(IP電話からは：03-6745-5600)

お問い合わせ内容に応じて、解決に役立つ法制度や相談機関・団体に関する情報を、電話やメールにより無料で提供します。

消費者トラブルなど、困ったことが起ったときは

■ 消費者ホットライン

地方公共団体が設置している最寄りの消費生活センターや、消費生活相談窓口を案内します。相談窓口では、消費生活相談員やそれに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。



消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン



18歳からできること・ 20歳まではできないこと

成年年齢が18歳になっても、20歳まではできないことがあります。

18歳からできること、20歳まではできないことを確認しておきましょう！



成年年齢が18歳になつても20歳まではできないことがあるんだよ!!

フムフム
なるほど!!

お酒は
まだ
飲めない
んだね。

[18歳からできること]

- 各種資格（公認会計士や司法書士など）の取得
※取得できない資格もあります。
- 10年用パスポートの取得
- 性別の取扱いの変更の審判しんばん（ほか）
- 普通自動車免許の取得、選挙での投票はこれまでどおり18歳からできます。

[20歳まではできないこと]

- ✗ 喫煙
✗ 飲酒
✗ 公営ギャンブルほか

ちゃんと
確認してね！



※詳細は法務省民事局HP

さいごに

契約について
理解できたかな?
契約は私たちの身近な
ところにあって、
生活を豊かに
してくれるので。

成年になれば、自分の責任で
契約を結ぶことになるから、
よく考えて契約を
結ぶようにするぞ!!

今までよりもっと
自由にやりたいことを
実現することができるようになるから、
社会の中でいろいろな
ことに参加して
いきたいな。

そうだね！ 契約をするときは、今日勉強したことを思い出してね。
これまで勉強してきた契約も、契約をした当事者同士にとっては、守らなくちゃ
いけないルールの1つだよ。社会にはルールがたくさんあるけど、それは、
いろいろな考え方や価値観を持った人々が一緒に生きていくために必要だから
なんだ。これからも、契約やルールについて勉強して、みんなで一緒に、
誰もが尊重される自由で公正な社会をつくりていこう！



事務連絡
令和3年5月21日

各都道府県教育委員会担当事務主管課
各指定都市教育委員会担当事務主管課
各都道府県私立学校事務担当課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課
各國公立大学担当課
各公私立短期大学担当課
各國公私立高等専門学校担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省
総合教育政策局生涯学習推進課
地域学習推進課
初等中等教育局教育課程課
高等教育局学生・留学生課

成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」の 周知について（依頼）

この度、法務省民事局参事官室から、成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」を開設、公表したとのことで、別添1のとおり、周知の協力依頼がありました。

「大人への道しるべ」は、成年年齢引下げ後に成年に達する学生・生徒等の若年者を対象として、成年年齢の意義、契約やクレジットカードの仕組み、お酒やSNSとの適切な付き合い方等、「大人になるまでに知っておくべきこと」をマンガやクイズを通じて楽しく学べるウェブサイトです。

成年年齢の引下げは、学生・生徒等の若年者に大きな影響を与えるものですので、成年年齢が引き下げられることのみならず、成年年齢引下げの意義や、引下げに当たって気をつけておくべきこと等についても、これから成年を迎える若年者に十分に理解してもらうことが極めて重要です。

については、学生・生徒・保護者の方等に対して周知を図っていただきたく、都道府県教育委員会におかれましては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下、同じ。）及び社会教育施設その他の教育機関並びに域内の市町村教育委員会（指

定都市を除く。) に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び社会教育施設その他の教育施設に対して、都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、各大学、短期大学、高等専門学校におかれてはその在籍する学生に対して、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれては所管の専修学校に対して、このことを周知くださるようお願いいたします。

○成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」

<https://seinen.go.jp/>



○周知用資料（別添2）

大人への道しるべ 大人になるまでに知っておきたい6のこと

【本件担当】

<初等中等教育に関すること>

初等中等教育局教育課程課企画調査係

電話 03-5253-4111（内線2565）

<大学・短期大学・高等専門学校に関すること>

高等教育局学生・留学生課厚生係

電話 03-5253-4111（内線2519）

<専修学校・各種学校に関すること>

総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

電話 03-5253-4111（内線2915）

<社会教育施設に関すること>

総合教育政策局地域学習推進課地域学習推進係

電話 03-5253-4111（内線3455）

【ウェブサイトに関する問合せ先】

法務省民事局参事官室

電話：03-3580-4111（内線5673）

事務連絡
令和3年5月20日

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省高等教育局学生・留学生課

御中

法務省民事局参事官室

成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」に関する教育機関における周知について（依頼）

平素より、成年年齢引下げの環境整備に関する施策を着実に推進していただき、誠にありがとうございます。

令和4年4月の成年年齢引下げの施行まで1年を切り、これまで以上に、政府一体として成年年齢引下げの環境整備に関する施策を積極的に推進していくことが求められております。

特に、成年年齢の引下げは、学生・生徒等の若年者に大きな影響を与えるものですので、成年年齢が引き下げられることのみならず、成年年齢引下げの意義や、引下げに当たって気を付けておくべきこと等についても、これから成年を迎える若年者に十分に理解してもらうことが極めて重要です。

そこで、当省では、成年年齢引下げ後に成年に達する学生・生徒等の若年者を対象として、成年年齢の意義、契約やクレジットカードの仕組み、お酒やSNSとの適切な付き合い方等、「大人になるまでに知っておくべきこと」をマンガやクイズを通じて楽しく学べる成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」を開設し、公表いたしました。

つきましては、貴課所管の教育機関等において、周知用資料を配布するなどして御活用いただきつつ、同ウェブサイトを生徒等に周知していただくとともに、保護者の方に対しても可能な限り周知していただきますよう、御協力お願い申し上げます。

○成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」
(<https://seinen.go.jp>)



【連絡先】

法務省民事局参事官室

担当：周藤，寺畠

電話：03-3580-4111



2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。

これから大人になるみなさんも、もう大人のみなさんも、翔平くんや亜美ちゃんと一緒に、マンガやクイズを通じて、「大人になるまでに知っておきたい6のこと」を学んでみましょう。

マンガやクイズで楽しく学べる
特設ウェブサイト
「大人への道しるべ」
はこちら
<https://seinen.go.jp/>



法務省民事局参事官室

大人への道しるべ

検索